

S-TEAM 教育推進事業 企画評価検討会議要領

(令和4年6月1日北海道教育庁学校教育局高校教育課長決定)

(目的)

第1条 北海道教育委員会は、「S-TEAM 教育推進事業」(以下、「事業」という。)の実施に当たり、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育(以下、「STEAM 教育」とする。)を推進するため、企画評価検討会議を開催する。

(所掌事項)

第2条 企画評価検討会議は、STEAM 教育の推進に関して、専門的な見地から助言を行うとともに、事業の改善・充実に向けた意見交換や情報交換等を行う。

(組織)

第3条 企画評価検討会議は次の構成員をもって組織し、教育長が依頼する。

- (1) 有識者(大学教授等)
- (2) 高等学校の校長
- (3) 特別支援学校の校長
- (4) 道内企業関係者
- (5) 道内自治体の職員
- (6) 道総務部の職員
- (7) 道教委関係者
- (8) その他、高校教育課長が必要と認める者

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は、当該年度限りとする。なお、年度中に欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(企画評価検討会議の招集)

第5条 企画評価検討会議は、必要に応じ高校教育課長が招集する。

(庶務)

第6条 企画評価検討会議の庶務は、高校教育課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、企画評価検討会議の運営に関し必要な事項は、高校教育課長が別に定める。

付 則

この要項は、決定の日から施行する。